

協 定 書

防衛省地方協力局(以下「甲」という。)と神奈川県横須賀市(以下「乙」という。)
との間で研修の実施に当たり、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が乙に属する紺野拓朗を研修員として受け入れるために必要な事項を定めるものとする。

(研修方法等)

第2条 研修方法は、乙の長の研修命令による実務研修とする。

2 研修内容は、防衛省地方協力局の業務とする。

(配置先の長の通知)

第3条 甲の長は研修員の配置先を決定するものとし、決定又は変更した場合、配置先の長の役職を乙の長に通知する。

(研修期間)

第4条 研修の期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(給与等)

第5条 研修期間中の給与等は、全て乙が負担し、研修員に直接支給するものとする。

2 研修期間中の地方公務員共済組合の組合員資格は、乙の職員としての資格を継続し、甲の職員としての資格は取得しない。

3 前項にかかる事業者負担分については、乙が負担する。

4 甲の長は、乙の長が前3項に要する手続に協力するものとする。

(研修時間)

第6条 研修時間は、甲の職員に適用される勤務時間と同様とする。

2 配置先の長が前項の時間以外に研修を行う必要があると認めた場合には研修を行うことができるものとする。ただし、その時間は必要最小限としなければならない。

(休暇)

第7条 休暇は乙の規定によるが、研修員は、予め配置先の長に通知するものとする。

(服務)

第8条 前2条に規定するもののほか勤務条件は、甲の職員に適用される勤務条件と同様とする。

2 研修員は、研修期間中において甲の職員に適用される法令を遵守するものとする。

(旅費)

第9条 第4条の研修の実施に伴い旅行する必要があるときの旅費は、甲が負担するものとする。

(公務上の災害及び通勤災害)

第10条 研修期間における研修員に係る公務上の災害及び通勤による災害は、乙の職員に適用される法律に基づく公務上の災害及び通勤による災害とする。

2 甲の長は、乙の長が前項に要する手続に協力するものとする。

(便宜供与)

第11条 甲は、研修員に研修に必要な備品の貸与及び消耗品の支給等の便宜供与を行うものとする。

2 研修員は、前項の規定により供与された備品及び消耗品の使用に当たっては善良な管理者による注意義務を負うものとする。

(情報保全・情報保証)

第12条 甲は、研修員に秘密保全に関する訓令(平成19年防衛省訓令第36号)第2条第1項に規定する秘密、特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和29年法律第166号)第1条第3項に規定する特別防衛秘密及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和6年法律第27号)第3条第1項に規定する重要経済安保情報は取り扱わせない。

2 研修員は、この研修により知り得た情報について、配置先の長から開示制限等の指示を受けた場合には、その指示を遵守するものとし、研修後においても同様とする。また、研修中の情報システム等の使用に当たっては防衛省の情報保証に関する訓令等を遵守する。

3 研修員は、研修の開始後速やかに、配置先の長に情報保証に関する誓約書を提出し、甲が必要とする措置に応じるものとする。

(乙の所要による研修員の召喚)

第13条 乙が実施する定期健康診断、定期の報告等乙の所要により研修員を召喚する必要がある場合には、研修員は予め配置先の長に通知する。

2 前項の召喚に必要となる旅費は、乙が負担する。

(報告)

第14条 乙の長は、甲の長に研修員の研修状況について報告を求めることができる。

(分限又は懲戒)

第15条 研修員の分限又は懲戒は、乙の長が行うものとする。

2 甲の長は、乙の長が前項に要する手続に協力するものとする。

3 第1項の分限又は懲戒については、分限又は懲戒に関する法律又は乙の条例の規定によるものとする。

4 乙の長は、研修員がこの協定書の定めに反した場合は、適切な措置をとることとする。

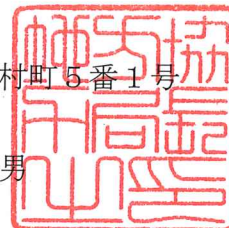
(協議)

第16条 この協定書に定めのない事項又は解釈に疑義を生じた事項については、甲の長及び乙の長が協議の上、決定するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

令和8年3月26日

甲 所在地名 東京都新宿区市谷本村町5番1号
防衛省
地方協力局長 森田 治男



乙 所在地名 神奈川県横須賀市小川町11番地
横須賀市
横須賀市長 上地 克明

